

# 小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式 土木施設維持補修工事等に係る民間委託（試行）の概要

## 委託する業務内容

- ① 通常作業 舗装修繕（穴埋め）、草刈り、支障木除去、側溝清掃などの作業
- ② 小規模補修工事 県が管理する土木施設において、緊急に修繕又は機能回復が必要な場合に、直ちに実施する修繕等の作業
- ③ 除雪等業務に伴う臨時的な作業
- ④ 大規模地震（震度6弱以上）発生時における道路パトロール作業
- ⑤ 除雪及び凍結防止剤散布業務（※除雪業務を一体化する場合）
- ⑥ その他発注機関の長が特に必要と認めた工事

## 制度の目的

- 緊急時において、県民サービスの低下を招かないようにする。
- 地域の地形地質等に詳しい者が作業することで、地域に対して細やかな対応をする。

## 施工体制の提案参加について

### 1 施工体制提案の参加要件

- ア 「土木一式」又は「とび・土工・コンクリート」のいずれか、かつ「舗装」の入札参加資格を有する者であること。資格総合点数には要件を設けない。ただし、共同企業体にあつては、共同企業体試行要領第4条に規定する条件を満足すること。
- イ 参加資格要件の営業所の所在地を満足していること。
- ウ 営業所（みなし本店を除く。）は、過去3年間に長野県小規模補修工事等の実績があること。
- エ 一の建設業者は、複数区への参加表明はできないこと。
- オ 当該工事に対応する許可業種に係る主任技術者を当該工事現場毎に配置できること。
- カ 契約時に法定外労働災害補償制度に加入していること。ただし、当該制度は元請・下請を問わず補償できる保険であり、かつ当該工事契約期間の全ての間において保険対象とする方式でなければならない。
- 2 単体企業又は地域維持型建設共同企業体のいずれかにより提案に参加することができる。
- 3 地域維持型建設共同企業体で施工体制提案に参加する者は、共同企業体試行要領に基づき、参加表明書提出の際に合わせて、知事あてに入札参加資格申請を行わなければならない。
- 4 地域維持型建設共同企業体を結成した際には、当該地域の土木施設にかかる小規模維持補修工事に対して構成員は単体での参加表明はできない。
- ※ ・当面は、**施工体制確認型契約方式による随意契約**で試行する。入札経過・結果は公表が原則。  
・緊急時の対応が可能であるかを重視するため、**施工体制の確認を重視し評価**する。  
・価格以外の評価項目に対して、施工体制の評価項目で対応が不可能と判断される者は契約しないものとする。

## R3.11 の改正・追加事項

- ・道路施設以外の土木施設（河川、砂防、都市公園）の維持補修工事も本契約方式の対象とする。
- ・共同企業体の名称を特定共同企業体から地域維持型建設共同企業体に変更する。
- ・「除雪業務における委託契約要領」の参加資格要件を満たせば、除雪業務に参加できる。（除雪構成員は施工体制提案の参加要件ア～カによらず参加可能。）

## ※ 提案参加の基本的要件

- (1) 長野県建設工事入札参加資格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 有効な経営事項審査を有している者であること。
- (6) 県発注の他の対象工事において、請負契約約款第17条に基づく「設計図書不適合の場合の改造の請求」を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成15年4月1日会検第1号）第9条第3項に規定する文書による補修指示を受けていない者であること。
- (8) 県発注の他の対象工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、対象工事の完了期限経過後、請負契約約款第32条に基づく工事完成の通知をしていない者でないこと。
- (9) 県発注の他の対象工事の入札において、同種工事の実績等の要件不適入札書に認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (10) 県発注の他の対象工事の入札において、低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規程により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 長野県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (12) 滞納している県税等徴収金がないこと。

## 地域維持型建設共同企業体の要件

### 1 共同企業体結成の要件

- ア 共同企業体として、いずれかの構成員が「土木一式」又は「とび・土工・コンクリート」のいずれか、かつ「舗装」の入札参加資格を有すること。
- イ 構成員は、「土木一式」又は「とび・土工・コンクリート」又は「舗装」のいずれかの入札参加資格を有すること。
- ウ 構成員の全者は、提案参加資格要件に示す「営業所の所在地」の要件を満たしていること。
- エ 構成員のうち営業所で入札参加表明する者は、過去3年間に、長野県小規模補修工事等の実績があること。
- オ 構成員の資格総合点数については、特に規定を設けない。
- カ 共同企業体は、当該工事に対応する許可業種に係る主任技術者を当該工事現場毎に配置できること。
- 構成員の全者は、契約時に法定外労働災害補償制度に加入している者であること。
- キ 構成員数に制限を設けない。

### 2 共同企業体の形態

分担工事型を基本とする。但し、出資比率型の場合は、出資比率は、構成員の均等割の10分の6以上とし、代表者の出資比率が構成員中最大とする。また、出資比率に応じた共同施工により実施する必要が生じる。

### 3 除雪業務を行う場合（除雪一体型）の要件

「小規模維持補修工事等に係る施工体制確認型契約方式試行要領」第4の2による。

### 4 除雪業務に限り参加する者（除雪構成員）の要件

「除雪業務における委託契約要領」第4の要件を満たせば除雪業務に参加できる。

## 契約までの流れ

### ◎ 施工体制の提案 (総価・単価含む)

総価・単価は封印し内封筒へ入れる

#### 建設工事施工体制評価委員会

(委員長：発注機関の長、評価者：現地機関2名以上、専門的知識を有する者2名以上)  
(※ただし、その他専門的知識を有する者が評価者の半数以上となるようにする。)

### ◎ 必要に応じてヒアリング・価格点を除く施工体制提案の審査

### 価格以外点 (施工体制提案点) 結果表の作成

### 価格 (総価・単価) 提案書の開封

〔評価方法〕 評価点は、次の価格点と価格以外点の合計

- ・ 価格点 (15点) + 価格以外点 (85点) = 評価点 (満点 100点)

価格点 = 15点 × 最低価格 / 提案価格 (小数点以下第2位四捨五入1位止め)

\* 最低価格とは

有効な提案価格のうち最低の提案価格《舗装補修工など代表的な10工種程度の施工単価の総価》

\* 提案価格については、失格基準価格を設定。失格基準価格を下回った参加表明者は失格となる。

- ・ 価格以外点：施工体制を項目毎に評価した合計点

小規模維持補修工事 → 技術者数、保有資機材、緊急体制、過去の実績など

(※「複数年継続委託」の場合は、複数年継続の取組など)

### 評価点が最高の者を契約候補者 (特定者) とする

特定者から見積書徴取 (4回を限度)

(各単価が予定価格以下となること)

(※ 複数年継続委託の場合は「基本協定書」を締結)

### 随意契約

#### 【留意事項】

- \* 施工体制の評価項目で対応が不可能と判断される者は失格とする。
- \* 見積単価が予定単価を一つでも上回った者は、再度の見積書を徴取する。(4回限度)  
(4回の見積りでも予定価格を上回った場合は、失格とする)

#### 企業の提出資料

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 参加表明書提出時   | (1) 参加表明書 (様式3-1、3-2号)                   |
|              | (2) 参加要件資料 (様式4-1、4-2号)                  |
| (共同企業体)      | (3) 地域維持型建設共同企業体入札参加資格申請書 (JV要領様式1-1)    |
|              | (4) 入札参加資格要件関係書類                         |
|              | (5) 地域維持型建設共同企業体協定書 (JV要領様式2-1-1又は2-2-1) |
| 2 施工体制提案書提出時 | (1) 施工体制提案書 (様式8-1、8-2号)                 |
|              | (2) 施工体制資料 (様式9-1、9-2号、9-2-1号)           |
|              | (3) 価格提案書 (別紙様式) (内封筒に入れ封印して提出)          |